

件名	知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部 管理局 人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員退職手当法、愛媛県職員退職手当条例

【改正の概要】

国家公務員から引き続いて職員となった者が、引き続き職員として在職した後引き続き副知事となった場合、その者の副知事としての在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含めるとともに、その副知事が引き続き国家公務員となった場合には、退職手当は不支給とするもの。

(改正箇所)

- ・第4条 副知事の退職手当の特例を挿入
- ・第5条 第4条からの条文末移動

施行日 平成24年3月31日

【その他参考事項】

1 現行条例

国家公務員と職員の間は期間通算できるが、職員と副知事の間、副知事と国家公務員の間は期間通算できないため、退職手当は + の期間で支給、 の期間で支給、 の期間で支給される。

2 改正後

すべての期間について通算できるようになるため、退職手当は + + + の期間を通算して支給される。

